

最近の食の安全・安心に関する事例について

【新しい製造所固有記号制度がスタート】

平成27年4月1日に施行された『食品表示法』に基づき、平成28年4月1日から新たな製造所固有記号制度の運用が始まりました。

<製造所の表示義務>

従前の食品衛生法において、製造所の所在地等の表示を義務付けていました。ただし、例外的に製造所固有記号と呼ばれる記号で製造所を代替的に表示する制度がありました。

<見直しの経緯>

平成25年12月、県外食品工場で農薬(マラチオン)に汚染された冷凍食品の自主回収を行う際、製造所の表示ではなく、固有記号と販売者表示の商品が回収対象となり、回収対象商品が分かり難く混乱したことが問題となりました。このような状況から、製造所固有記号制度の見直しを求める意見がありました。

食品表示基準の検討の中で、製造所固有記号制度について、消費者への情報提供の充実とともに、事業者の実行可能性を踏まえ、見直しされました。

<新たな製造所固有記号の見直しポイント>

- ①製造所固有記号を使用できる要件の見直し
 - ・原則として、同一製品を2か所以上の製造所で製造する場合に使用可能
 - ・複数の製造所で製造が予定されている場合も「製造計画書」提出で使用可能
- ②事業者の応答義務の新設
事業者は製造所固有記号について、消費者からの問い合わせがあった場合に製造所の所在地等の情報を正確・迅速に提供する。
- ③製造所固有記号の届出方法等の見直し
 - ・オンラインによる届出(新規・更新・変更・廃止) 食品事業者⇄消費者庁
 - ・製造所固有記号の有効期間(5年)を設置 (更新しない場合廃止扱い)
- ④製造所固有記号の前に『+』を冠して表示する。

<経過措置>

従来の製造所固有記号が使用できるのは、平成32年3月31日までです。

これまでの表示 1製造者1販売者が可能

販売者 (株)●●● ABC
東京都千代田区△町…

製造所固有記号

新基準表示例①

【同一製品を2か所以上で製造し、
製造所固有記号を使用する場合】

新基準での記号の前に“+”が付く

販売者 (株)○○○+ABC
東京都千代田区△町…
製造者情報は下記にお問い合わせください。
024-XXX-XXXX

消費者からの問い合わせに
対応できる者の連絡先を表示する

新基準表示例②

【1か所で製造する場合】

販売者 (株)●●●
東京都千代田区△町…
製造者 (有)△△△
福島県福島市…

販売者のみの表示はできなくなり、
製造者を併記しなければならない

販売者 (株)○○○ +ABC
東京都千代田区△町…

製造所固有記号

ABC: (株)□□ 宮城県仙台市…

DEF: (有)△△ 茨城県水戸市…

当該製品を製造している全ての
製造所所在地を記載する

【新基準で追加された応答義務】

製造所固有記号を使用した場合には、次のいずれかの事項を表示する必要があります。

- ①製造所所在地等の情報提供を求められたときに回答する者の連絡先
- ②製造所所在地等を表示したウェブサイトのアドレス等
- ③当該製品を製造している全ての製造所所在地